

# 第3回滋賀県史編さん会議 次第

日時 令和7年（2025年）6月3日（火）

午後2時～3時30分

会場 大津合同庁舎7A会議室

## 1 議題

(1) 令和6年度編さん事業の実績について 資料1

(2) これまでの会議で頂戴した意見への対応状況について 資料2

(3) 滋賀県史のタイトルについて 資料3

## 2 その他

### 【配布資料】

資料1-1 令和6年度編さん編集会議の活動について

資料1-2 県史編さんに係る情報発信事業について

資料2 これまでの会議で頂戴した意見への対応について

資料3 滋賀県史のタイトルについて

参考資料1 令和7年度編さん会議委員名簿

参考資料2 『滋賀県史 資料編』執筆要領

参考資料3 滋賀県史編さんスケジュール

参考資料4 都道府県史一覧

## 令和6年度編さん編集会議の活動について

### 1 委員の構成 (R5. 4. 1 設置)

役職	氏名	職名
県史編集委員長	伊藤 之雄	京都大学名誉教授
副編集委員長 兼 産業・経済部会長	坂根 嘉弘	広島大学名誉教授
委員 兼 政治・行政（戦前）部会長	森 靖夫	同志社大学法学部教授
委員 兼 政治・行政（戦後）部会長	森 裕城	同志社大学法学部教授
委員 兼 環境・琵琶湖部会長	香川 雄一	滋賀県立大学環境科学部教授
委員 兼 社会・福祉部会長	小林 丈広	同志社大学文学部教授
委員 兼 教育・文化・民俗部会長	田中 智子	京都大学大学院教育学研究科教授

(敬称略)

### 2 会議の主な内容

#### (1) 「資料編戦前」掲載資料案の検討

- 令和8年度に刊行予定の「資料編戦前」掲載資料のうち、5～7割の分量の資料案について、各部会からお示しいただいた。
- 単に資料を並べるだけでなく、滋賀県の特徴や時代の変化についても併せて報告がなされ、資料を通じて県の歴史をイメージできる冊子になるよう、ご議論いただいた。

#### (2) 「資料編」戦前執筆要領の制定

#### 参考資料 2

- 原稿の表記を統一するため、執筆要領の内容を検討いただいた。
- 今回の県史は読みやすさを特に重視し、高校生などでも手に取ることができる冊子を目指すとしている。資料編でも、片仮名を平仮名に改めることや、難読文字はルビを付し、注を充実させるなどの確認がなされた。

### R6 編さん編集会議一覧

回	日時	主な議題
1	R6. 6. 23	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（政治・行政）
2	R6. 9. 22	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（環境・琵琶湖）
3	R6. 12. 8	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（産業・経済） (2) 『滋賀県史 資料編』執筆要領の制定について (3) 第1回県史講演会の開催について
4	R6. 12. 22	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（教育・文化・民俗） (2) 『滋賀県史 資料編』執筆要領案の修正について
5	R7. 2. 16	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（社会・福祉） (2) 『滋賀県史研究』の配布先について

#### 【参考】R6 事務局が実施した資料収集の実績

概要	内訳	点数・回数
京都新聞記事の収集	1902 年～1921 年	13, 894 枚
県議会議事録の撮影	1889 年～1918 年	8, 232 枚
執筆委員からの撮影依頼	滋賀県歴史公文書、県教育会雑誌、近江商人関係文書等	80, 106 枚
資料調査・整理	国立国会図書館、江北図書館、布施孫一郎家等	8 回
データベース作成	県幹部職員一覧（大正・昭和戦前期）	1 件

### 3 令和7年度の予定

#### (1) 「資料編戦前」の原稿執筆・検討

- ・執筆委員に原稿を執筆いただき、令和 7 年 10 月末までに提出いただく。編集会議では掲載資料が適切かどうかの検討や、部会間の調整を行う。
- ・部会長（編集委員）に執筆委員の原稿を確認いただき、令和 8 年 1 月までに修正いただく。
- ・令和 8 年 1 月以降は、事務局（公文書館）が掲載資料の活字化・校正などを担う。

\*令和 8 年度は、3 月の刊行に向けて、業者選定のうえ印刷を実施予定。[参考資料 3](#)

#### (2) 「資料編戦後」の仮目次の検討・作成

- ・令和 10 年度の「資料編戦後」刊行に向けて、部会ごとに大まかな流れや時期区分を検討し、仮目次を作成する。

**【資料1-2】県史編さんに係る情報発信事業について**  
～R6年度実績・R7年度計画（案）～

事 業	R6年度実績	R7年度計画
①企画展示の実施  県史編さん職員等が京都新聞記事の調査・収集の成果をもとにその都度テーマを決め、関連資料（新聞記事や歴史公文書等）を用いて展示を行う。	期間 令和7年1月27日～5月22日 タイトル 大正時代の出発と湖国の発展 会場 滋賀県立公文書館 内容 ①滋賀県と日露戦争 ②“ビワイチ”の起源 ③皇太子の巡啓と「花の木」献上 ④京津電鉄敷設をめぐる、二度の競願と合同 ⑤八日市飛行場の歩み ⑥滋賀県の米騒動	期間 令和8年2月24日～5月21日 タイトル 昭和期の滋賀県 会場 滋賀県立公文書館 内容 「昭和100年」記念展示として実施。 1922年～1945年の京都新聞記事をもとに6テーマを設定。
②ミニ展示の実施  県史編さん職員等が日々の調査業務の中で得た資料3、4点をパネルにし、キャプションを付けて展示を行う。	<b>【県庁新館2F掲示スペース】</b> ①昭和三年の滋賀県食用蛙試食デー（4/11～6/28） ②鉄道・汽船と長浜一明治10年代（7/1～9/27） ③滋賀県の師範学校（9/30～3/31） *展示の成果は、『湖国と文化』に寄稿（3回）  <b>【県立図書館（大津市）】</b> ④滋賀県政百年記念事業／三井寺と滋賀の近代（4/27～5/31） ⑤昭和三年の滋賀県食用蛙試食デー／鉄道・汽船と長浜（1/8～2/25） *子ども向け資料も配布。	<b>【県庁新館2F掲示スペース】</b> ①献上された滋賀のホタル（4/1～6/27） ②布施家文書と湖北の養蚕（9/29～12/26） ③未定（1/5～3/31）  <b>【県立図書館（大津市）】</b> ④滋賀県の師範学校／献上された滋賀のホタル（1/7～3/1）  <b>【江北図書館（長浜市）】</b> ⑤布施家文書と湖北の養蚕（9/6～10/13）  *その他、琵琶湖博物館（草津市）の企画展「埋もれた堤一古地図が語る村の治水」（7/19～11/24）と連携・参加。
③情報紙の発行  公文書館の情報紙『滋賀のアーカイブズ』において県史編さん事業の情報発信を行う。  〈発信内容の具体例〉 ・県史編さんの進捗状況 ・所蔵・収集資料を県史編さん職員等が調査・収集した資料の紹介や、編さん委員・執筆委員からの寄稿 ・県民や郷土史家からの情報提供 など	「県史編さんだより」（滋賀のアーカイブズ） 第3回 令和6年9月刊行 第4回 令和7年3月刊行	「県史編さんだより」（滋賀のアーカイブズ） 第5回 令和7年9月刊行 第6回 令和8年3月刊行
④研究誌の発行  県史に係る新たな史実を踏まえて県史の大きな流れを明らかにする論文や、収集・所蔵資料の基礎的研究に係る論文等を掲載した研究誌『滋賀県史研究』を刊行する。併せて、滋賀県に関する書籍の書評や、編さん事業に係る報告等も随時掲載する。 〈執筆者〉 県史編さん職員や県史の執筆委員が執筆するほか、広く一般に投稿を募る。 〈論文の査読〉 県史編集会議委員が行う。	<b>【創刊号】</b> 令和7年3月刊行 創刊にあたって（滋賀県知事） 発刊のことば（滋賀県史研究編集会議） [論文] 「致富の構造」と近江商人（坂根嘉弘） [研究ノート] 日露戦争捕虜収容所としての寺院利用（野村さなえ） [研究ノート] 労働省婦人少年局滋賀職員室の成立と活動（八耳文之） [研究ノート] 滋賀県下の煉瓦製造業とその製品（永富謙） [資料紹介] 多和田養蛙場について（山口一樹） 県史編さんの記録	<b>【第2号】</b> 令和8年3月刊行 原稿締め切り 令和7年8月31日 *一般からの公募を行う。
⑤講演会の開催	日 時 令和6年11月12日（火）14:00～15:30 講 師 坂根嘉弘氏（県史副編集委員長、広島修道大学教授） タイトル 滋賀県における近代経済の発展—近江商人の遺産— 会 場 コラボしが21 3階大会議室 参加者 約80名	日 時 令和7年11月7日14:00～15:30 講 師 香川雄一氏（県史編集委員、滋賀県立大学教授） タイトル 近代の滋賀県における環境問題（仮） 会 場 コラボしが21 3階大会議室
⑥講座等の開催	<b>【県立膳所高等学校図書館】</b> ①学校資料の保存について考える—アーキビストの立場から—（10/18）  <b>【浅井歴史民俗資料館】</b> ②湖北の自由民権のゆくえ —坂田・東浅井郡分合問題と自由党—（12/21）	<b>【滋賀県立公文書館（子ども向け）】</b> ①生まれた日の新聞を読んでみよう！（8/8、8/18）  <b>【江北図書館】</b> ②伊香相救社文書からみる明治の「福祉」（6/29） ③布施家文書と湖北の養蚕（9/14） ④歴史公文書が語る湖北の近代（12/7）

## これまでの会議で頂戴した意見への対応状況について

### 1 編さん委員からの主な意見

#### 【第1回編さん会議】(R5.11)

- ア 県史のジュニア版等の作成
- イ 子どもを意識した情報発信
- ウ 地域資料の保存・活用を促す取り組み

#### 【第2回編さん会議】(R6.5)

- エ 地域バランスを意識した情報発信事業
- オ 県庁見学を通じた県史の普及
- カ 県史のバリアフリー対応とICT活用

### 2 委員意見への対応状況について

#### (1) 県史の学校教育における活用(ア)

- ・令和5年度に公文書館と教育委員会事務局で「滋賀県史の学校教育活用ワーキンググループ」を設置。
- ・令和6・7年度のワーキンググループにおいて、令和8年度刊行予定の『滋賀県史』資料編戦前の活用方法を検討。現場の教員や子どもが資料編を利用するには、資料の詳しい解説や現代語訳が必須であることを確認。
- ・公文書館では、令和9・10年度に『滋賀県史』資料編刊行記念展（全5回）を実施することを計画。展示資料を県史掲載資料のなかから選び、その解説・現代語訳を図録に掲載することで、学校教育における県史の活用を目指す。
- ・上記の展示実施後は、その成果を用いた教員向け公開授業の開催や、図録を1冊にまとめた授業活用マニュアルの作成を予定。
- ・県史のジュニア版は、その必要性を確認しつつも、編さん事業後の作成となるため、ワーキンググループでの今後の検討課題。

#### (2) 子どもや地域バランスを意識した情報発信(イ・エ・オ)

- ・令和5年度から県立図書館（大津市）での出張展示を実施（計3回）し、子ども向けの解説を配布（令和7年度も引き続き、1～2月に開催を予定）。
- ・琵琶湖博物館（草津市）の企画展では、①公文書館の過去の展示図録や情報紙、研究誌の配布、②資料解説（キャプション）・図録のなかで県史編さん開始に言及、③【子ども向け】村絵図（当館所蔵）の資料画像を閲覧できるパソコンを設置。江北図書館（長浜市）での講座・展示も予定（後述）。
- ・京都新聞社の協力を得て、夏休み期間に子ども向け企画「生まれた日の新聞を読んでみよう！」を開催予定。記事データベースを用い、子どもと保護者の生まれた日の絵新聞を作成してもらう計画。
- ・広報課が企画する県庁見学のルートに公文書館を追加。
- ・子ども県議会の開催に向けた取り組みのなかで、県の歴史や歴史に学ぶことの意義を子どもに伝えるとともに、情報発信の方法などについて子どもの視点から意見をもらうことも検討。

### (3) 地域資料の適切な保存・活用（ウ）

#### 【行政が保存する歴史公文書について】

- ・県と市町の担当者が、民間所在資料を含めた歴史公文書等についての情報交換を行う場として、令和6年6月に県内歴史公文書等担当者会議を再開。今後も継続的に、県と市町で協力・連携していくことを確認。
- ・県庁組織としては、令和7年4月から、議会事務局が管理していた明治～昭和期の県議会資料を公文書館で公開。令和7年度中には、同館ウェブサイトで資料画像も公開予定。
- ・県内高校の図書館研究会が令和6年10月に企画した研修会では、学校資料の保存に関する報告を担当。県内市町立図書館向けの研修も、令和7年6月に担当予定。

#### 【民間で保存されている資料について】

- ・江北図書館（長浜市）から、所蔵する伊香郡役所文書や伊香相救社文書（明治期設立の共済団体資料）などの貴重な地域資料に対する住民の理解が進まず、保存の危機にあると相談を受ける。
- ・令和7年度は、同館と連携して、連続講座「地域資料でたどる湖北の近代」や展示を実施予定。

### (4) その他～刊行に向けた今後の課題～（カ）

- ・公文書館では、令和4年に同館編『歴史公文書が語る湖国』（サンライズ出版）の点字・録音版を、県立視覚障害者センターの協力を得て作成。県史の刊行においても、その経験を生かして、概要版の音声化などのバリアフリー対応についても検討を進めていく予定。
- ・デジタル技術の活用については、他自治体の事例を参考にしながら、用語の検索やデジタルアーカイブとの連携など、電子媒体ならではの機能を付与して、ウェブ上の公開を目指していく。

## 滋賀県史のタイトルについて

### 1 これまでの滋賀県史のタイトル

【第1期県史（1919年～1927年編さん）】滋賀県史

【第2期県史（1967年～1985年編さん）】滋賀県史 昭和編 ※第1期県史の続編

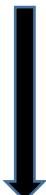
### 2 タイトルの検討

(1) 他府県等の事例 ……詳細は参考資料4

タイトル	考 察
山梨県史	古代～近現代を対象とした自治体史に多く見られる。
新編 埼玉県史	最も一般的なタイトル。
千葉県の歴史	
京都府百年のあゆみ	近現代史のみを対象とした自治体史の場合、採用されることがある。
北海道現代史	
京都市政史	

(2) 検討例

タイトル	考 察
滋賀県史	多くの都道府県で採用されているタイトル。ただし、タイトルだけでは対象時期（近現代）がイメージしにくい。
新修 滋賀県史	
滋賀県の歴史	親しみやすいが、同タイトルの民間刊行物がある。 ※『滋賀県の歴史』（山川出版社、2010年）
滋賀県の150年	タイトルだけで対象時期をイメージできるが、類似タイトルの民間刊行物がある。
滋賀県150年のあゆみ	※『滋賀県の百年』（山川出版社、1984年）



#### 《必要な視点》

- これまでの県史との混同を避ける。
- 民間刊行物ではなく、県が編さんした刊行物であることがわかるようにする。
- 対象とする時期をイメージできるようにする。

編集会議案：『新修 滋賀県史』

【例】『新修 滋賀県史 資料編1 1868年～1945年』（R8年度刊行予定）

『新修 滋賀県史 資料編2 1945年～2022年』（R10年度刊行予定）

## 参考資料1

## 令和7年度 滋賀県史編さん会議委員一覧

(敬称略)

氏名	現役職等
えちご ひろのり 越後 宏規	滋賀県農業協同組合中央会 農業・地域対策部 部長
くぼた しげゆき 久保田 重幸	三重大学大学院教育学研究科准教授
せきがわ まさゆき 関川 雅之	竜王町地域学校協働本部統括マネージャー
たにぐち いくみ 谷口 郁美	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 副会長
てらしま ひろふみ 寺嶋 裕文	滋賀県民俗文化財保護ネットワーク 会長
なかにし えり 中西 絵梨	滋賀県立大学環境科学部学生
ふじよし ひろし 藤吉 央	公募委員
ふなこし ひでゆき 船越 英之	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 販路開拓課長・経営相談室長
まつだ きくこ 松田 規久子	株式会社京都新聞社編集局文化部 編集委員兼論説委員
まつの まさはる 松野 勝治	滋賀県公共図書館協議会会長 東近江市教育委員会管理監兼東近江市立八日市図書館長
まつもと けいし 松本 圭司	びわ湖放送株式会社 取締役経営戦略本部長
みやけ たかみ 三宅 貴江	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 「湖国と文化」編集長
きしもと おりえ 岸本 織江	滋賀県副知事
いとう ゆきお 伊藤 之雄	京都大学名誉教授
さかね よしひろ 坂根 嘉弘	広島修道大学教授・広島大学名誉教授
まつだ ちはる 松田 千春	滋賀県総合企画部長

※県職員および県史編さん編集委員を除き50音順

## 『滋賀県史 資料編』執筆要領

滋賀県立公文書館

### 【提出原稿について】

一、原稿の判型はA4判、縦書きとすること。分野ごとの頁数・資料点数の目安は、以下のとおり（一頁あたり25字×18行×2段＝900字）。

①政治・行政：200頁（137点）、②産業・経済：160頁（110点）、③社会・福祉：160頁（110点）  
④環境・琵琶湖：80頁（54点）、⑤教育・文化・民俗：200頁（137点）

一、掲載資料の選定は、おおむね慶應三年（一八六七年）一二月から一九四五年（昭和二〇年）八月までの滋賀県の歩みをあとづけることができるものとすること。

一、本書の理解に役立つように、分野ごとに「解説」を設けること（巻全体で約50頁）。  
一、各資料は綱文（事件等の概要を表す文章）をたてて掲出し、必要に応じて末尾に注を付すこと。  
一、綱文の年月日は原則として省略し、文字数は25字以内を目安とすること。注は「（注）……」と示すこと。

一、各資料の採用にあたっては、可能な限り一次資料を採用し、資料本文の前に資料（簿冊）名、資料群名、資料番号等を表記すること（資料所蔵先は巻末にまとめて記載）。その際、特定歴史公文書等の資料番号は、「簿冊番号・合本番号（編次〔件名〕番号）」と表記すること。

一、出典の下には資料の内容をあらわす日付を表示し、推測による場合には（　）を付すこと。

ただし、新聞や県公報などには「○○日付」として出典の日付を採用してもよい。刊行物の出版年などは本文の注で表示すること。また、明治五年一二月二日以前は和暦、その翌日以降は西暦で表記すること。

一、資料の掲載にあたっては、人権やプライバシー保護の観点から、地名や人名の一部を■■などで示すことを事務局から求める場合がある。

一、執筆者は、一〇一五年一〇月三一日までに、右の原稿等（綱文、出典、日付、注および掲載資料〔画像データまたは印刷物〕）は必須。活字化された資料本文は任意）を部会長（編集委員）に提出すること。部会長はそれらを検討したうえで、分野ごとの解説と合わせて一〇二六年一月九日までに事務局（公文書館）に提出すること。

### 【資料の取り扱いについて】

一、執筆にあたって、事務局から提供した資料（画像データ、印刷物等）は、個人・法人等の権利利益や公共の利益を害するおそれのある情報が含まれる可能性があることから、原則として県史編さん事業のみに利用することとし、第三者の手に渡ることのないよう厳重に管理すること。  
一、当該事業の調査研究の成果を生かして、個人の著書・論文等に利用する際には、公文書館および当該資料の所蔵機関等の承諾を得ること。

一、事務局から提供した資料は、当該事業の終了後、削除または破棄すること。

### 【著作権について】

一、掲載原稿の著作権は執筆者に、編集著作権は滋賀県に帰属するものとする。ただし、執筆者から事務局に提出された原稿は、滋賀県史編さん編集会議が加筆・修正等を求める場合がある。  
一、掲載原稿の著作権の一部（複製権・公衆送信権）の利用を滋賀県に対し許諾したものとする。紙媒体での刊行後、公文書館によって電子化、データベース化、ウェブサイト上の公開などを行うことがある。

## 【執筆料について】

一、各執筆者が担当する原稿（綱文、注および資料本文等）については、資料本文の活字化を事務局が担つた場合も含め、四〇〇字詰め原稿用紙一枚あたり一〇〇〇円を執筆者に支払う。

一、分野ごとの解説については、四〇〇字詰め原稿用紙一枚あたり二五〇〇円を執筆者に支払う。

## 【資料本文について】

一、資料本文の翻刻および外国語の和訳は、原則として事務局が行う。資料の翻刻にあたつては、原文に忠実に行うことと原則とするが、読解の便宜のため、以下のような措置を施す。

（1）句読点を適宜付す。

（2）漢字は、原則として旧字体を現行の字体に改める。ただし、固有名詞などのうち、現行字体に改めることにより原意を損なうおそれがある場合には原文のままでする。俗字・異体字等は可能な限り現行の字体に改める。

（3）片仮名は平仮名とする（外来語・擬音語等は除く）。また、変体仮名・合字などは現行の字体に改める。助字の「而」「者」「与」「江」などは仮名に改める。

（4）誤字や脱字の補正、人名の補足など、編者が読解のために付け加えた注記には「」を施す。原文にもともとあつた「」には横に「ママ」を付してそのまま表記する。

（5）資料が長文にわたるために一部を省略せざるをえない場合には、該当箇所に「前略」「中略」「後略」などと表示する。

（6）難訓および誤読のおそれのある漢字には、原則として各資料の初出箇所に振り仮名を付す。

（7）原文中、汚損・虫損等によつて判読不能な文字は□で示す。印刷物への書き込みなどは原則として採用しない。

（8）翻刻にあたつては、平出、闕字、謙称の小字などは採用しない。

（9）新聞の見出しなど、一か所に複数の見出しや表題がある場合には、／で区切つて列記する。

（令和6年12月制定、令和7年3月改定）

**大津県令松田道之が県名の改称を大蔵省に求める。**

3 「太政類典」国立公文書館特定歴史公文書等 0(31710)～30 明治四年一二月

と改称している。なお、明治五年二月には、長浜県も犬上県と改称しているが、県庁舎のある彦根の名を取っては、旧習を一新できないとして、郡名が採用されている（公文録）。

当時県庁の儀は、御一新の初年円満院門室を借り受開庁候に付、既に大津地内にては無御座、即 滋賀郡別所村に候處、今や諸県改置御盛舉の際に當り、依然元幕府代官所たる大津の名号を因襲罷在候ては、徒に名実相反するのみならず、元來愚民の固著（こちやく）破れ兼、自然開化の進歩に障碍不少奉存候。然るに普通議論より之を謂へは、實地事を施す名義の如き敢て関せずと申儀も可有之乎に候得共、抑（そもと）も前段具陳する所を以て視るときは、名義の實事に關渉する亦大也と奉存候。且今般の如き大機會不可復得と奉存候間、仰（あおぎ）希（いねがわ）くは此機に乘し断然大津県の名号を被廃、現在の郡名を取り滋賀県と被為相改、地方の旧面目を一新、愚民の固著（せつぱ）を折破被為在度、道之等始一同地方の形勢目撃する所を以て奉建言候。何卒至急御採用被下度候。以上。辛未十二月

(注) この上申書は「至当」と認められ、明治五年一月に滋賀県

**松田道之が大隈重信に県下人民の旧習意識を報告する。**

5 「松田道之書簡」大隈文書 3024 明治五年四月九日

弥御清榮御奉職奉敬賀候。然は下官義昨臘（ろくう）當県へ赴任の日より先つ地方の景況を熟察仕候に、管地六郡 凡石高四拾五万人口三拾万、土地の距離東西二十一里南北十七里、土質沃饒殊に富豪の民多く、随分大県にて前途県治設施の樂み屹度有之場所に御坐候。然るに是迄は甚た開化日新に後れ、世界の形勢を不知より眼前の小利を計り世の公益を不謀、是か為め從前大商巨賈ありと雖も自私独占にして協同戮力（りょうりょく）の大利益あるを不知、沃土饒地と雖も其割合に比すれば物産の蕃殖（ほんしょく）少く、畢竟一般旧習の営業を免かれざる乎。本来は富実の力を有しながら其能力を尽す不能は實に遺憾の至と存候。依て昨臘已來釐正の目的設施の方法専ら愚算を運らし罷在候に付、追々順序を以大蔵省え可相伺と奉存候。附ては今般四事件同省

え伺置候儀御坐候中、別紙写の義は尤政府の御詮議を仰

る事。

候儀に候處、表向伺書而已にては地方の情実難尽を恐れ別に呈一書煩貴閲候。何卒前段の愚見御推考格別の御高議を以御特許被下度、井上大輔〔たいふ〕えも縷々願置候に付宜御参考被下度候也。忽々敬白。

壬申四月九日

滋賀県令 松田道之

参議大隈殿閣下

(注) 別紙として、大蔵省宛「外国人当夏避暑の為め湖辺へ来遊御指許願書」の写しが添付されている。このなかで松田は、京都博覽会の閉幕後、外国人に琵琶湖周辺を避暑地として提供すれば、県下の人民も開化に向かうと提言している。

### 県令松田道之が地方議会の開設順序を県官員に示す。

10 「松田県令告諭所見類集」

滋賀県特定歴 史公文書等  
明い246  
12(2)

一八七四年一月一日

県治所見を述べて滋賀県諸官に示す。「中略」

一先づ県會議事を興し、次に区会、次に町村会と順次に興し、努めて人民に権を与へ、本分の義務を任せしむ

此件は先づ町村会より区会、県会に至るべき處、当県下人民の開明進歩の程度を量り、緩急順序最も注意せざるへからず。故に先づ試みに県会を興して、其体裁と章程とを熟知せしめ、其議事の人民に便なるを覚へしめて後、其景況に依り区会、町村会を興すを以て、当県下人民の度に適するものと為す。而して議事の体裁及び章程も亦、方今吾邦の政体と当県下人民開明の程度とに依て折衷取捨し、其宜しきに適するものにあらされば、議事会の弊害妨くへからざるに至る。謹しますんはあるへからず。議事章程別に示す。「後略」

(注) 本資料冒頭で松田は、県庁の役割として、人民の自由を妨げることも、全くの自然に任せることも否定している。そのため、地方議会を普及させるにあたつても、開設順序が最も注意すべきことであり、まずは県会を設置して人民に経験を積ませ、議会の有用性を理解させることの重要性を強調している。明治五年一月に松田が設置した「議事所」(資料4参考)も、その試みの一つといえよう。

滋賀県下の主要三政社はいずれも独立派。

26 「中外電報」一八八九年八月二日付

○滋賀県下の党派 滋賀県下には数個の政社ありて、其うち稍<sup>(や)</sup>や頭角を露はしたるものは、近江同致会、近江

政友会、東北俱楽部にして何れも独立派なり。然るに東北俱楽部は坂田、東浅井、伊香、西浅井の四ヶ郡有志者の組織せるものにて、尚ほ神崎、愛知の二郡も合併するの傾きありて、同部員の過半は大同團結主義を贊するものにて、早晚同派の手裏に落つことなるべし。又近江政友会は他の党派に編せず、飽迄独立にやり通す覚悟にて、若し会員にして他党に心を傾くる者あらば、断然退会を命じ以て近江の世論を煥発するの素志なりと。又近江同致会は、会員一千人余もありて江州第一の大政社なるが、未だ何れの党派にも属せず、会員中或は非政社を主張する者もあり、或ひは改進、大同、国粹派に傾く者もあり、又は独立を主張する者もありて、言はゞ区々の思想あるを以て、改進党は此会員を人掴みに得んものと、此程より<sup>(ひき)</sup>窺かに計画する所もある趣きて、又国粹保存派も窺

かに尽力する趣き、且過日も報道せし如く、此月の中旬改進党が大津へ来る際は、同党員大阪府会議長大三輪長兵衛氏は、一両日大津に滞在し何か計画する積りなりとか。

(注) いづれの政社も、衆議院議員候補選出のための役割を果たすことはできず、近江東北俱楽部は一八九〇年二月、近江同致会は同年八月に解散している(『中外電報』一八九〇年二月一四日付、同年八月一三日付)。

## 滋賀県史編さんスケジュール (R5.11更新)

①4~6月 ②7~9月		③10~12月 ④1~3月		令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	令和17年度 2035年度	令和18年度 2036年度	令和19年度 2037年度
第1巻	通史編・戦前・I	執筆委員の決定							仮目次の作成		原稿提出(10月)	編集・校正・刊行						
第2巻	通史編・戦前・II	執筆委員の決定							仮目次の作成		原稿提出(10月)	編集・校正・刊行						
第3巻	通史編・戦後・I	執筆委員の決定										仮目次の作成		原稿提出(10月)	編集・校正・刊行			
第4巻	通史編・戦後・II	執筆委員の決定										仮目次の作成		原稿提出(10月)		編集・校正・刊行		
第5巻	資料編・戦前	①	テーマの調整			掲載史料の翻刻 解題の校正 卷名の決定等												
		②	執筆委員の決定															
		③			掲載史料・解題 原稿の提出	印刷会社に 原稿を提出												
		④	仮目次の作成			刊行												
第6巻	資料編・戦後	①			テーマの調整			掲載史料の翻刻 解題の校正 卷名の決定等										
		②			執筆委員の決定 (名簿作成)													
		③				掲載史料・解題 原稿の提出	印刷会社に 原稿を提出											
		④			仮目次の作成			刊行										
新聞記事の収集			1881年 -1900年	1901年 -1920年	1921年 -1945年		1946年 -1960年		1961年 -1975年	1976年 -1990年			1991年 -2005年	2006年 -2022年 (~R16.10)				
第7巻	よくわかる滋賀県の 150年※															原稿提出(6月) 編集・校正・刊行		
第8巻	目で見る滋賀県の 150年※※													原稿提出(10 月) 編集・校正 (1月~)	編集・校正	刊行		
第9巻	年表	監修者の決定										戦前分をまとめる				戦後分をまとめる	編集・監修者の 確認・刊行	

※通史編戦前Ⅰ・Ⅱと戦後編Ⅰ・Ⅱを約10分の1に簡略化して、300頁程度で滋賀県の150年をわかりやすく描く。

※※滋賀県の地理や文化財等に関するテーマについて、写真・地図・CG等を用いてA4版400頁程度でわかりやすく描く。